

令和7年度

三次市立八次中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立八次中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と自己実現を目指し、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識、共通実践を図るためのものである。

◇三次市のめざす子ども像

ふるさと三次を愛し、誇りに思い、夢をもち学び続ける力と社会の一員として積極的に貢献する志をもった子ども

◇八次小中学校一貫教育目標

やつぎを愛し、自律と貢献の志を持った児童生徒の育成

◇八次中学校校訓「創造」

◇八次中学校教育目標

「自律と貢献」

～「本気」「感動」「探究」「継続」～

◇生徒会スローガン

結芽協咲(ゆめきょうしょう)

～ 心を一つに咲かせる笑顔 ～

◇めざす生徒像

- 1 自己決定したことに「本気」で向き合い、挑戦する生徒
- 2 思いやりを持ち素直に「感動」し、豊かに表現する生徒
- 3 なぜを大切に「探究」し、仲間と協力して解決する生徒
- 4 計画したことや、課題を見つけ「継続」してやりぬく生徒

(目的)

第1条 この規程は、三次市立八次中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、主体性を持ち、自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

本校では、すべての生徒の進路を実現するために、「高校入試や就職活動等に適切に対応できる身だしなみ」等を基準とし、それを一貫して指導する。

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、安全に登下校をする。

(1)登下校

- ①徒歩による通学者は、歩道でのマナーを守り安全に通学する。但し、次の地域、または特別な事情がある場合は、自転車通学を許可する。

【自転車通学許可地域】

自宅から学校までの距離が2km以上

(別紙 地図を参考)

- ②自転車による通学者は、自転車通学ルール【自転車通学の心得】に従い安全に留意して通学路を通る。安全確保の面から、ヘルメットは、記名の上、着用することとし、交通安全教室を自転車通学者に対して行い、自転車通学許可シールの発行を行う。

【八次中学校 自転車通学の心得】

道路交通法(自転車に関する交通ルール)を必ず守る。

- 1 ヘルメットを必ず着用する。
- 2 2人乗りは絶対にしない。
- 3 傘をさして乗らない。
- 4 信号を守る。
- 5 左側を1列になって通学する。
- 6 自転車許可シールを貼る。

- 7 自転車は所定の場所に置く。
- 8 自転車の改造・変形等は絶対にしない。
- 9 自転車の故障等で、別の自転車（許可シールのない）で通学する場合は、予め申し出ること。

○「2人乗り」などの交通ルールや上記のルールが守れない場合には、自転車通学の許可を取り消す場合もある。

- ③JR等公共交通機関による通学者は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1)日課の開始は8時20分とし、それまでに教室に入って、朝の活動の準備をする。
- (2)欠席の場合、8時10分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3)遅刻の場合、8時10分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に寄り、「登校時間確認用紙」に記入した後、授業場所に行き、授業者にそれを渡す。
- (4)早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。また、体調不良等で早退しなければならない場合には、保護者と連絡をとり、保護者に迎えにきてもらうことを原則とする。
- (5)原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪について、次のことを指導する。

学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとする。改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

- (1)中学生らしい髪型を遵守すること。極端な刈り上げや特異なカット等、高校入試に対応できない髪型にしない。
 - (2)頭髪の加工（パーマ・染色・脱色・エクステンション等）をしたり、整髪料を使用したりすることは禁止する。
- 整髪料を使用している場合は洗うなどして落とす。
- (3)髪が肩にかかる場合、黒、紺色のゴムで一つ結びにする。（耳より下、だんごは不可）ヘアピンは黒色の小さくてめだたないアメピン（黒色単色で何も装飾のついていない細長いもの）とする等、高校入試に対応できない髪型にしない。
 - (4)上記に関する指導に従わない場合や、事実が重大な場合には保護者と連携し、特別な指導を行うなどの対応をする。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1)口紅（色付きリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧品類を使用しない。
- (2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾をしない。
- (3)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装飾品をつけない。
- (4)まゆ毛のそり落とし、まゆ毛の加工をしない。
- (5)学校での学習活動に必要なものは、持参しない。

- 携帯電話や通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、菓子類(ジュース・アメ・ガム等)、装飾品、ナイフやライターなどの危険物は持ち込みを禁止する。
 - 飲み物を持参する場合は、お茶か水に限る。飲み物は水筒に入れること。ペットボトルの持ち込みは禁止する。
 - 不要物の違反があった場合は、学校で預かり、原則として学期末の懇談等で保護者に返す。ただし菓子類は没収し、廃棄する。
 - 化粧をしている場合は洗うなどして落とす。
- (6) 上記に関する指導に従わない場合や、事実が重大な場合には保護者と連携し、特別な指導を行うなどの対応をする。

(服装・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服(服装)を正しく着用する。休業日についても、原則として制服で登下校する。ただし、部活動のために登下校する場合には、各所で定められた服装でもよい。

(1)本校指定の制服

①男子制服

(冬用)ブレザー、ネクタイ、ズボン、長袖カッターシャツ

(夏用)半袖開襟シャツ、ズボン(ネクタイはしない)

②女子制服

(冬用)ブレザー、リボン、スカート、ズボン、長袖ブラウス

(夏用)半袖ブラウス(開襟=上のボタンをはずしリボンはしない)、スカート、ズボン

※ 希望者のみ夏用ベスト着用可

③男女共通

(冬用)希望者のみニットベスト、ニットセーター着用可

- ④冬服の期間は4月から5月、および10月から3月とし、夏服の期間は6月から9月とする。6月1日と10月1日を基準日とし、その前後1週間は移行期間として、夏服、冬服のどちらを着用してもよい。また、移行期間中は、カッターシャツにネクタイ、長袖ブラウスにリボンという着こなしも認める。なお、気象の状況により、4月下旬や10月上旬に気温が高くなることが予想される場合には、基準日を変更したり、移行期間を延ばしたりする。

- ⑤加工した制服やネクタイ、リボンの着用は認めない。

(2)シャツ・下着

- ①長袖カッターシャツ、長袖ブラウスのボタンは全てとめる。シャツ出しはしない。
- ②下着を着用する場合は、無地(白、黒、紺、グレーの単色)のものとする。下着は首元から見えないようにする。

(3)ズボン・スカート

①ズボン

ベルトを必ず着用する。腰パン(ズボンをずらした着こなし)や裾擦り(床に裾がつき破れる)、変形等は禁止とする。

②ベルト

ベルトの色は黒色のみとする。穴は1列で10個未満とする。長さはウエストの1.3倍以内とする。

③女子のスカート

スカートの腹部を折り曲げない。スカート丈の規準は、ひざ立ちをした状態で、スカートが地面に着く長さとする。

(4)靴下

- ①白色、黒色、紺色、グレーで無地のものとする。ルーズソックスや色柄の入っているもの、くるぶしが隠れない靴下は禁止とする。(ワンポイントや1本のライン入りは可内外の対照的なワンポイントは可)
- ②冬季にストッキング・タイツは着用しても良いが、無地で華美でないものとする。

(5)通学靴

- ①学校指定の白い運動靴とする。かかとを踏まずにはくこと。

【指定靴】

(通学用)教育シューズ

TG-300 GT-4500

(屋内用)PK-X3

- ②雨天時や降雪時は、長靴等を使用してもよい。また、指定靴が雨や雪でぬれて、別の靴を履いて登校する場合には、登校後に職員室に申し出ること。

(6)上履き・体育館シューズ

- ①学校の指定のものを使用する。かかとを踏まないこと。

(7)記名

- ①制服および半袖開襟シャツは、名字が刺繍してあるものを着用すること。

(8)セーター・ベスト

- ①ニットベストやニットセーターは本校指定のものに限る。
- ②制服の裾からからはみ出さない。また、袖は手首より短いものを使用すること。

(9)ウインドブレーカー等、防寒着

- ①冬季の防寒着は、原則登下校時のみ着用してもよい。
- ②防寒着を着用する場合は、部活動の防寒着、または、白、黒、紺、グレーの単色で華美でない前開きのものとする。パーカーやトレーナー等は禁止とする。(ワンポイントは可)

(10)体操服

- ①本校指定の体操服を着用する。この体操服は八次小学校と兼用のものであるので、八次小学校で着用していたものを活用できる。

- (11) 上記に関する指導に従わない場合や、事実が重大な場合には保護者と連携し、特別な指導を行うなどの対応をする。

(校内の生活に関すること)

第7条 校内の生活については、八次中学校「生徒としての基本」自己点検表(別紙)に定める、生活及び学習についての20項目を基本としながら、次のことを指導する。

(1)あいさつ・言葉づかい

- ①校内や登下校において、お互いに気持ちの良いあいさつ、会釈を心がける。
- ②授業や行事・集会等では、礼儀正しく大きな声であいさつをする。
- ③職員室や保健室、事務室に入るときは、きちんと礼をし、用件をしっかりと伝える。
- ④学校生活のあらゆる場面で、言葉づかいに注意し、適切で丁寧な言葉づかいをする。

(2)授業

- ①自己の生き方をしっかり考え、目標を明確に持ち、授業に前向きに取り組む。
- ②自分の持ち物には、必ず記名する。
- ③時間を守る。
- ④授業時のあいさつ、応答、言葉づかいを大切にす。

(3)休憩時間

- ①学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。
- ②校内放送は、静かに聞く。
- ③特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。また、移動教室以外は他学年の階には行かない。

- ④廊下等、校内を走らない。
- ⑤学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。
- ⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)
- ⑦整った学びの環境をみんなで作るため4S(整理・整頓・清掃・清潔)を意識し実行する。

(4)保健室利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。授業中に保健室に行く場合には、授業担当教員が記入した「保健室利用カード」を持参する。
- ②利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をし、帰宅後は休養する。
- ③度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。
- ④保健室を利用した後、授業に戻る場合には、必要事項が記入された「保健室利用カード」を教科担当教員に渡す。
- ⑤虐待の疑いがある場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。

※虐待：身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、または、虐待が疑われる場合。

※保護者としての監護を著しく怠る等の疑いがある場合。

(5)デリバリー給食等

- ①衛生面に注意して給食当番等をする。
- ②給食時間終了(通常13:00)までは、自分の席に着き、教室外には出ない。

(6)無言掃除

- ①掃除は、担当者がお互いに協力し合い、無言で時間いっぱい取り組む。
- ②学校や道具を大切にし、日常からすすんで環境美化をはかるよう心がける。

(7)教育相談

- ①生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーを利用することができる。また、必要に応じて北部こども家庭センター等と相談できる。

(8)部活動

- ①学校の部活動か地域クラブのどちらかを選択し、必ずどちらかに所属することを原則とする。(どちらで活動するかを4月に所属届を提出する。)
- ②活動は、3年間続けて取り組むことが望ましい。
- ③学校の部活動については、事情がある場合は年度途中で1度だけ転部を認める。また、進級するときには、担任、所属している部の顧問および転部先の顧問と相談の後、部を変更できることとする。
- ④毎週火曜日と定期テストの1週間前より、原則として部活動は停止する。
- ⑤活動時の服装は、各部で定められたものとする。
- ⑥部活動時間外の部室への出入りはしない。

(9)その他

- ①学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ②卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事がある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ③放課後や休業日等に忘れ物等をして学校に行く場合は制服で登校する。
- ④ケガや体調不良等で、保護者に送迎をしてもらう場合は、学校の正門前や地域住民の迷惑になる場所で乗降車しない。

第3章 校外での生活に関すること

生徒は、法令・法規を遵守して生活するとともに、時と場に応じたルールやマナーを守ること。なお、本章については、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。指導を繰り返し受ける生徒については、特別な指導を行う。

(校外の生活)

第8条 校外の生活については、次のことを指導する。

- (1)家庭生活の日課を立て、早寝、早起き等、生活習慣を整え規則正しく生活を送る。
- (2)家庭学習は、予習復習等計画を立て、継続して主体的に取り組む。
- (3)家事等の手伝いを進んで行う。
- (4)地域社会の人々や活動に協力し、よりよい地域社会創りに貢献する。
- (5)アルバイトは禁止する。
- (6)外出の際は次のことを守る。
 - ①生徒は、特別な事情がない限り、午後6時までに帰宅する。
 - ②行き先・帰宅時間を明らかにし、必ず保護者に報告する。
 - ③生徒だけの市外への外出は原則として禁止する。
 - ④生徒だけの飲食店、娯楽施設への入店（ファミリーレストラン、コンビニエンスストアのイートイン、カラオケボックス、インターネットカフェ等）は禁止する。
- (7)生徒だけの外泊や夜間徘徊は禁止する。
 - ①生徒は、生徒だけの外泊や夜間徘徊をしないこと。

- ②保護者は、夜間、生徒を外出させないようにする。
- ③保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、保護者同伴の場合であっても、夜間の利用はさせないようにする。

(8)情報通信機器

- ①本校は学校への携帯電話の持込みを禁止している。
- ②保護者は、携帯電話等の情報通信機器についての家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所の設定、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。
- ③三次市より配布されたタブレットは、ルールを守り学習のみに利用する。
- ④スマートフォンやタブレット等のSNSの利用に関しては、問題やトラブルを未然に防止するためにも、家庭内での約束やルールを決め、必要に応じてフィルタリング等を利用する。
もし、問題やトラブルの被害者又は加害者となった場合は、保護者がその対応及び指導することを原則とする。（スマホ詐欺、誹謗中傷、無断で他者の個人情報・写真を送信・拡散等があった場合は、青少年健全育成の視点からも、保護者が警察へ相談をする）

なお、生徒同士の関係性を踏まえ、学校の指導は保護者と協力して行う。

(9)酒・たばこ類等の購入

- ①生徒は酒・たばこ類等を購入できない。
- ②保護者は、酒、たばこ類等を生徒に購入させない。

(10)危険箇所への立入り

- ①生徒は危険箇所や立入禁止箇所、廃屋、池等に立ち入らないこと。
- ②保護者は、立入禁止箇所や廃屋、池等、危険が予想される場所に生徒を立入らせないようにする。

(11)交通違反

- ①生徒は道路交通法を遵守して生活すること。
- ②保護者は、生徒が道路交通法を違反させないようにする。
- ③特に自転車利用は、大きな事故や怪我につながりやすく、十分注意する。

(12)金銭の貸し借りをしない。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返えらせ、適切な行動ができるよう、学校と保護者が協力して指導し自律をめざす。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。本校の定める指導段階は次の通りとする。

【第1段階】—本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者への連絡。

【第2段階】—第1段階の指導および保護者との面談。問題が深刻な場合には直ちに保護者連絡を行い、来校を要請し、今後の対応を協議する。

【第3段階】—第2段階の指導、および、別に定める反省指導や関係機関との連携。

(1)学校の規則等に違反する行為(I)

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ①不要物を持ち込んだ場合。
- ②服装・頭髪違反があった場合。
- ③掃除中の態度に問題があった場合。
- ④授業中の態度に問題があった場合。(私語・忘れ物等)
- ⑤人としてマナーに反する言動を行った場合。(暴言や人をバカにするしぐさ等)
- ⑥道路交通法違反及び通学違反をした場合。
- ⑦その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為。

(2)学校の規則等に違反する行為(II)

次の行為があった場合、第2段階以上の指導を行う。

- ①第1段階の指導で改善できない場合。
- ②不要物の持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・または使用した場合。
- ③授業中の態度に著しい問題がある場合。(指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為・授業中に複数回トイレに行く・他の学級に対する授業妨害、保健室に何度も来室する、保健室で長時間過ごす等)
- ④故意に授業妨害をし、指導に従わなかった場合。
- ⑤服装や頭髪の違反や化粧等が継続する場合や、まゆ毛の加工が著しい場合。
- ⑥掃除中の態度に問題がある状況が継続する場合。
- ⑦携帯電話の持ち込み。
- ⑧登校後の無断外出、無断早退。
- ⑨スマートフォンやタブレット等のSNSの不適切な利用。

⑩飲酒・喫煙・万引き・火遊びなどの触法行為。

⑪家出及び深夜徘徊

⑫教師への暴言

⑬その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為。

(3)学校の規則等に違反する行為(Ⅲ)

次の行為があった場合、第3段階の指導を行う。

①第1、2段階の指導で改善が見られない場合。または、事実が重大で教育的に必要と判断できる場合。

②いじめに加わっている場合。

※いじめの定義「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

③生徒間暴力・対教師暴力があった場合。

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。(体当たりや腕で突く等)

④故意による重大な器物破損・破壊行為があった場合。

⑤不正行為(カンニング等)があった場合。

⑥指導に従わない行為(指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為、等)が繰り返される場合。

⑦金品強要。

⑧授業妨害が故意で重大な場合。

⑨その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合。

(特別な指導の方法)

第10条 特別な指導は、次の通りとする。ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)別室反省指導

第3段階は、次の「(2)方法」による指導を行う。授業中の態度に問題がある場合には、第1、第2段階においても、次の「(2)方法」の別室指導を行うことがある。

(2)方法

①別室による個別反省指導

別室での反省や教科指導を行う。別室での指導は、原則5日以内とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により、指導期間を変更することがある。

②別室での指導が終了した後も、振り返りカードを利用しながら、面談による指導を継続する。面談による指導も原則として5日間程度とする。なお、改善されない場合には、再び別室指導を行う場合もある。

③教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラー、こども家庭センター等の教育相談と個別反省を平行して行う。

(特別な指導を実施するにあたって)

第11条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1)特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、事実に基づいて行い、指導記録を残す。

(2)特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員で確認する。

(3) 「事実確認表」「振り返りカード」「反省指導記録表」により指導する。また、保護者との連絡を毎日行う。

(4) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。また、この機会に学力の補充も行う。

(5) 特別な指導に従わない場合には、保護者に連絡を取り、対応を協議する。状況が深刻な時には関係機関と連携する場合もある。

(6) 特別な指導の対象になるような行為があった場合には、原則として学校行事や学年行事、生徒会行事には参加できない。

(7) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、また、指導が繰り返される場合には、市教委・警察などの関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(8) 別室による個別反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして行う。

(規程の施行)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

第5章 規程の改定・周知

(規程の改定等)

第 12 条 本規程に必要な事項は追加することができる。また、規程を改定する必要がある場合には改定することができる。

(規程の周知)

第 13 条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問による配布等により、周知の徹底を図る。